

一般名処方についてのお知らせ

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では原則、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行っています。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

〈一般名処方とは?〉

処方せんには調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名(有効成分の名称)で記載している場合があります。このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいます。処方箋の医薬品名を「一般名処方(お薬の成分名)」にすることにより、患者さんに「先発品」や「ジェネリック医薬品(後発品)」を選んで頂くことが出来るようになります。

医療法人社団清智会 清智会記念病院

院長